

CROSS STAFF

出力帳票一覽

CROSS STAFF

目次

■ 労働者派遣基本契約書	4
■ 雇用契約書	5
■ 労働者派遣契約書	6
■ 労働者派遣通知書	8
■ 抵触日通知書	9
■ スキルシート（スタッフシート）	10
■ 案件明細書	11
■ 就業条件明示書（兼）労働条件通知書	12
■ 就業条件明示書（兼）労働条件通知書(紹介予定派遣)	14
■ 派遣元管理台帳	16
■ 派遣先管理台帳	18
■ Web給与明細	20

労働者派遣基本契約書

(以下「甲」という)と(以下「乙」という)は、乙がその雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という)に基づき甲に派遣するにあたり、次の通り基本契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、乙が労働者派遣法及び本契約に基づき、乙の雇用する労働者(以下「派遣労働者」という)を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

XX
XX
XX
XX
XX
XX
XX
XX
XX
XX

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年 06月 01日

(甲) アイル商事 株式会社
〒105-0011 東京都 港区 芝公園 2-6-9 芝公園フロントタワー
クロス 太郎 印

(乙) 株式会社アイル
〒105-0011 東京都 港区 芝公園 2-6-3 芝公園フロントタワー16F
アイル 次郎 印

雇用契約書

更新回数 1回

次の労働条件によって契約いたします。

契約期間	期間の定めあり(2020年 11月 01日 ~ 2021年 05月 31日)		
試用期間	2020年 11月 01日 ~ 2020年 11月 30日		
就業の場所	〒220-0000 神奈川県横浜市区西×-×-×		
従事すべき業務内容	営業事務+サポート		
始業終業の時刻、休憩時間、所定時間外・休日労働の有無に関する事項	始業・終業	9時 00分 ~ 17時 30分 休憩 12時 00分 ~ 13時 00分(60分間)	
	所定時間外労働	有(1日2時間)	
	休日労働	無	
休日	土日祝日		
休暇	年次有給休暇(法定どおり)		
加入保険	■健康保険 ■厚生年金 □雇用保険		
賃金	1. 基本給	□月給日給 □日給 □時間給 円	
	2. 諸手当	□ 手当 円 □ 手当 円	
	3. 割増賃金率	法定時間外 % 法定休日 % 深夜 %	
	4. 賃金締切日	□当月 □翌月 日	
	5. 賃金支払日	□当月 □翌月 日(乙の指定する金融機関口座へ振込み)	
	6. 賃金改定	□有(年 回 月。但し、契約社員賃金規程に定める事由により改定を行わない又は降給を行うことがある。) □無	
	7. 賞与	□有(年 回 月・ 月。但し、契約社員賃金規程に定める事由により減額及び支給しないことがある。) □無	
	8. 退職金	□有(勤続年数要件 年以上) □無	
	9. 賃金からの扣除	□健康保険料 □厚生年金保険料 □雇用保険料 □所得税 □住民税 □ □	
更新の有無	1. 更新の有無	□自動的に更新する □更新する場合がある □更新しない	
	2. 更新の上限	□有() □無	
	3. 更新の判断基準	契約の更新は次のいずれか又は総合的考慮により判断する。 ・契約期間満了時の業務量、要員充足状態、業務内容の転換、業務の廃止等の状況 ・従事する業務の進捗状況 ・執務態度、能力、成績、勤怠、健康状態、会社業績、経営状況 ・業務遂行の不履行等の発生状況 ・就業規則違反、不適格事由、解雇、懲戒に準ずる事案の発生状況 ・個別に定めた更新条件、その他上記に準ずる事項	
解雇、退職、懲戒、服務規律、契約解除、その他	・解雇、退職、懲戒、服務規律においては契約社員就業規則による。 ・試用期間は、業務の都合又は乙の事情、甲と乙で定めた条件及び基準等を考慮して、短縮又は入社日より6ヶ月以内の日まで延長する場合がある。 ・甲は試用期間中において、乙の執務態度、能力、成績、勤怠などについて不適格と認める場合は解雇する。また試用期間終了時において乙の執務態度、能力、成績、勤怠などについて不適格と認められた場合は試用期間満了とし、契約を解除する。 ・試用期間が経過し、本採用登用後も上記事項を考慮し、解雇、懲戒等を行うことがある。 ・雇用契約期間中であっても契約社員は希望により退職でき(30日前迄に届出要)、甲も解雇事由や上記更新基準等を考慮し契約を解除することができる。 ・雇用契約期間が満了したときは、更新しない場合は雇用終了となる。 ・個別合意又は就業規則の変更により、労働条件及び業務の変更等を行う場合がある。 ・当該契約書で定めた事以外は契約社員就業規則、諸規定、諸協定、内規等による。		
相談窓口(*)	部署名 担当者職氏名 連絡先 (*)雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口		

上記条件で雇用契約を締結する。本契約書は甲乙1部ずつ作成し、各々が保管する。

2020年 11月 01日

雇用者

〒105-0011 東京都 港区 芝公園 2-6-3 芝公園フロントタワー
株式会社アイル
アイル 太郎

印

被雇用者

〒105-0011 東京都 港区 芝公園 X-X-X
クロス 花子

印

労働者派遣契約書

管理番号：

2024年04月01日

派遣先: 株式会社クロススタッフ (以下、「甲」と称す)と

派遣元: 株式会社アイル (以下、「乙」と称す)は

2022年12月01日付けの労働者派遣基本契約書に基づき労働者派遣契約を次の通り締結する。

派遣先	名称	株式会社クロススタッフ アイル事業部					
	所在地	〒 200-0001 神奈川県横浜市大門X-X-X港ビル10F TEL : 042-222-222					
	就業場所	株式会社クロススタッフ ○○支店 〒 105-0011 東京都港区芝公園X-X-X TEL : 00-0000-0000					
	組織単位	■■課 (部長)					
	抵触日(事業所単位)	2025年12月31日					
	指揮命令者	XX課 課長 アイル一郎 TEL : 00-0000-0001					
	派遣先責任者	XX課 係長 アイル六太 TEL : 00-0000-0002					
	製造業務専門派遣先責任者	XX課 部長 アイル五郎 TEL : 00-0000-0003					
	苦情の申出先	△△課 課長 アイル六郎 TEL : 00-0000-0004					
派遣元	名称	株式会社アイル	許可番号	1111111			
	派遣元責任者	CROSS事業部 課長 アイル次郎 TEL : 03-1111-2222					
	製造業務専門派遣元責任者	CROSS事業部 次長 アイル三郎 TEL : 03-2222-3333					
	苦情の申出先	CROSS事業部 課長 クロス太郎 TEL : 03-4444-5555					
派遣条件等	職種	営業事務+サポート					
	業務内容	電話対応、見積もり作成 システムへの情報入力、顧客情報入力、基幹システム操作					
	責任の程度	付与される権限なし					
	派遣労働者を 無期雇用派遣労働者 又は60歳以上の者 に限定するか否かの別	無期雇用派遣労働者、60歳以上の者に限定しない					
	派遣労働者を 協定対象派遣労働者 に限定するか否かの別	限定する					
	派遣期間	2024年04月01日 ~ 2024年06月30日					
	派遣人数	1名					
	就業時間	普通	09:00~17:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 12:00~13:00				
		遅番	11:00~19:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 14:00~15:00				
	就業曜日	月 火 水 木 金					
	就業曜日備考						
	休日	土 日 祝					
	休日備考						
	時間外勤務	1日4時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする					
	休日勤務	1ヶ月に2日の範囲で命ずることができるものとする					
	派遣料金	基本	2,000円(時給)	普通残業	2,500円(時給)	深夜残業	2,500円(時給)
	支払い条件等	締日:月末 支払日:翌月25日 支払い方法:銀行振込					
	日数限定業務 ・ 産休代替等						
	有期プロジェクト業務						

派遣条件等	安全・衛生に関する事項	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。 なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。
	苦情処理に関する事項	派遣労働者からの苦情の申し立てを受けた場合に、苦情の申出先となる担当者は派遣元および派遣先の担当者間で密接に連絡調整を行い、誠意を持って適切かつ迅速な処理を図りその結果を派遣労働者に通知する事とする。
	契約解除にあたって講ずる措置	派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除が行われた場合には、派遣先と連携して他の派遣先をあつせんする等により新たな就業機会の確保を図ることとする。 また、労働者派遣契約の解除に伴い派遣労働者を解雇しようとする場合には、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働基準法第20条第1項に基づく解雇手当を支払うこと、使用者の責に帰すべき理由により休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。
	派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2) 就業機会の確保 派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあつせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。 例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。 その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。 また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。
	派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	派遣労働者の役務の提供終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、派遣先は派遣元事業主に対して、別に定める職業紹介手数料を支払うものとする。
	福利厚生施設の利用及び便宜供与	食堂/更衣室/休憩室 その他（ 派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える診療所については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならないこととする。
備考1		
備考2		

上記契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上各1通を保有する。

(甲)
所在地 〒 200-0001 神奈川県横浜市大門X-X-X港ビル10F

名称 株式会社クロススタッフ アイル事業部
代表取締役
クロスコタロー

印

(乙)
所在地 〒 100-0000 東京都千代田区12-3フロントタワー15F

名称 株式会社アイル
代表取締役社長
アイル太郎

印

労働者派遣通知書

管理番号：
2024年04月01日

株式会社アイルは、株式会社クロススタッフに
2024年04月01日付けの労働者派遣契約書に基づき下記の者を派遣致します。

派遣労働者氏名		期間	保険加入の有・無					
60歳以上の者であるか否かの別		協定対象派遣労働者であるか否かの別	健康保険		厚生年金		雇用保険	
アイル 299 (1299)	男	有期雇用	有	取得日:2023/09/01	有	取得日:2023/09/01	有	取得日:2023/09/01
60歳未満(45歳以上60歳未満)		協定対象者である						
クロス 花子子 (90633)	女	有期雇用	無		無		有	取得日:2022/06/01
60歳未満(18歳以上45歳未満)		協定対象者である			週所定労働時間が30時間未満			
アイル 次郎 (99887766)	男	有期雇用	有		無	2024/04/16届出予定	無	
60歳以上		協定対象者である	理由記載できます		現在申請中		その他	
アイル 298	男	有期雇用	無		無		無	
60歳未満(17歳)		協定対象者である						

20XX年XX月XX日

株式会社アイル 殿

〇〇株式会社 ××支店

抵触日通知書

今般、貴事業所より労働者派遣の役務の提供を受ける予定としていますが、派遣受入期間に制限のある業務である為、労働者派遣法第26条第4項に基づく抵触日の通知を下記のとおり行います。

記

- ・就業場所 〒 100-0002 東京都千代田区皇居外苑〇町〇番地
- ・事業所名 〇〇株式会社 ××支店
- ・派遣受入開始予定日 20XX年XX月XX日
- ・派遣受入期間制限抵触日 20XX年XX月XX日

SKILL SHEET

氏名	CS
----	----

主な職歴

期間	2024/01/01～2024/03/31	職種	営業事務
見積書、契約書、請求書作成 受注・出荷管理 来客対応			
期間	2023/12/01～2024/01/31	職種	システム開発
システム開発部に所属 営業支援システム運用・開発・PC講習などの業務に従事			
期間	2022/06/01～2022/07/31	職種	OAインストラクション
会員の集計業務、イベント等の案内文の作成 電話対応、その他付随業務			

アピールスキル

コミュニケーション能力が高く、周りへの配慮もできる方です。 様々な職種を経験しているためスキル面も高いです。

免許・資格

年	月	名称
2010	10	普通運転免許
2015	1	TOEIC:800点
2018	3	情報セキュリティマネジメント

その他情報

就業状況	案件紹介中
希望職種	事務

備考

上記には機密情報が含まれています ご担当者様適切なお取り扱い及び利用後の 廃棄をお願い致します。
--

株式会社アイル

システム 管理者
Tel: 00-0000-0000
mail: xxx@crossstaff.jp

案件明細書

クロススタッフ_営業事務

案件番号	13
職種	営業事務+サポート
業務内容	電話対応、見積作成、受注登録入力、顧客情報入力、基幹システム操作
契約期間	2018/10/01～2019/09/30
募集人数	2
最寄り駅	横浜駅
就業時間	09:00～17:30 (実働07:30 休憩 12:00～13:00) 11:00～19:30 (実働07:30 休憩 14:00～15:00) 06:00～14:30 (実働07:30 休憩 10:30～11:30)
就業曜日	月・火・水・木・金
給与	時給 1,600円～
交通費	1ヶ月5,000円以内
メモ	

株式会社アイル_営業事務

案件番号	5
職種	営業事務
業務内容	パソコンの操作によるプレゼン・業務管理・会議資料等の作成業務 (施行令第4条第1項第3号)
契約期間	2018/04/01～2018/06/30
募集人数	1
最寄り駅	芝公園
就業時間	09:00～17:30 (実働07:30 休憩 12:00～13:00)
就業曜日	月・火・木・金・土
給与	時給2,500円～
交通費	交通費 10,000円以内
メモ	

クロス花子子 殿	事業所 許可番号 所在地 使用者	株式会社アイル 1111111 〒 100-0000 東京都 千代田区 1 2-3 フロントタワー15F 課長 アイル次郎
----------	---------------------------	--

次の条件で労働者派遣を行います。

派遣先	名称	株式会社クロススタッフ　アイル事業部				
	所在地	〒 200-0001　神奈川県横浜市大門X-X-X港ビル10F TEL：042-222-222				
	職種	営業事務＋サポート				
	業務内容	電話対応、見積もり作成 システムへの情報入力、顧客情報入力、基幹システム操作				
	就業場所	株式会社クロススタッフ　〇〇支店 〒 105-0011　東京都港区芝公園X-X-X TEL：00-0000-0000				
	変更の範囲	就業場所:会社の定める営業所、会社の定める場所(テレワークを行う場所を含む) 業務内容:会社の定める業務				
	組織単位	■■課（部長）				
	抵触日(事業所単位)	2025年12月31日				
	指揮命令者	XX課 課長　アイルー郎 TEL：00-0000-0001				
	派遣先責任者	XX課 係長　アイル六太 TEL：00-0000-0002				
派遣元	製造業務専門派遣先責任者	XX課 部長　アイル五郎 TEL：00-0000-0003				
	苦情の申出先	△△課 課長　アイル六郎 TEL：00-0000-0004				
派遣元	派遣元責任者	CROSS事業部 課長　アイル次郎 TEL：03-1111-2222				
派遣元	派遣元苦情処理担当者	CROSS事業部 課長　クロス太郎 TEL：03-4444-5555				
	製造業務専門派遣元責任者	CROSS事業部 次長　アイル三郎 TEL：03-2222-3333				
派遣条件等	責任の程度	付与される権限なし				
	協定対象派遣労働者であるか否かの別	協定対象派遣労働者である　　　当該協定の有効期間の終了日：　2025年03月31日				
	派遣期間	2024年04月01日　～　2024年06月30日				
	契約期間	2024年04月01日　～　2024年06月30日				
	抵触日(個人単位)	2027年04月01日				
	就業開始日	2024年04月01日				
	就業時間	普通	09:00～17:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 12:00～13:00			
		遅番	11:00～19:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 14:00～15:00			
	就業曜日	月　火　水　木　金				
	就業曜日備考					
休日	土　日　祝					
休日備考						
時間外勤務	1日4時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする					
休日勤務	1ヶ月に2日の範囲で命ずることができるものとする					
給与	基本	1,600円(時給)	普通残業	2,000円(時給)	深夜残業	2,000円(時給)
	交通費	5,000円(/月)				
等	支払い条件等	締日:月末　支払日:翌月25日　支払い方法:銀行振込				
	昇給	昇給:　無　　　備考:　備考				
	賞与	賞与:　無　　　備考:　備考				
	手当	退職金: 無　　　備考:　備考				
	日数限定業務・ 産休代替等					
	有期プロジェクト業務					

派遣条件等	安全・衛生に関する事項	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。 なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。
	福利厚生施設の利用及び便宜供与	食堂/更衣室/休憩室 その他（ ） 派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える診療所については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならないこととする。
	契約解除にあたって講ずる措置	派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除が行われた場合には、派遣先と連携して他の派遣先をあっせんする等により新たな就業機会の確保を図ることとする。 また、労働者派遣契約の解除に伴い派遣労働者を解雇しようとする場合には、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働基準法第20条第1項に基づく解雇手当を支払うこと、使用者の責に帰すべき理由により休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。
	派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	派遣労働者の役務の提供終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、派遣先は派遣元事業主に対して、別に定める職業紹介手数料を支払うものとする。
	労働契約申込みみなし制度	派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続きを適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限の抵触日を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。
	休暇	年次有給休暇:6ヶ月継続して勤務した場合は労働基準法の定めにより有給休暇を与える。 育児/介護休業/その他の休暇:就業規定による
	更新の有無・判断基準	・更新の有無 ・更新における判断基準
	退職に関する事項	当社就業規定による
	更新上限の有無	(無・有(更新 XX 回まで/通算契約期間 XX 年まで)) 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日(XX年 XX月 XX日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。 この場合の本契約からの労働条件の変更の有無(無・有(別紙のとおり))
	保険加入状況	健康保険 無 厚生年金 無 (理由:週所定労働時間が30時間未満) 雇用保険 有 取得日:2022/06/01
備考1		
備考2		

派遣先	名称	株式会社クロススタッフ　アイル事業部				
	所在地	〒 200-0001　神奈川県横浜市大門X-X-X港ビル10F TEL：042-222-222				
	職種	営業事務＋サポート				
	業務内容	電話対応、見積もり作成 システムへの情報入力、顧客情報入力、基幹システム操作				
	就業場所	株式会社クロススタッフ　〇〇支店 〒 105-0011　東京都港区芝公園X-X-X TEL：00-0000-0000				
	変更の範囲	就業場所:会社の定める営業所、会社の定める場所(テレワークを行う場所を含む) 業務内容:会社の定める業務				
	組織単位	■■課（部長）				
	抵触日(事業所単位)	2025年12月31日				
	指揮命令者	XX課 課長　アイルー郎 TEL：00-0000-0001				
	派遣先責任者	XX課 係長　アイル六太 TEL：00-0000-0002				
派遣元	製造業務専門派遣先責任者	XX課 部長　アイル五郎 TEL：00-0000-0003				
	苦情の申出先	△△課 課長　アイル六郎 TEL：00-0000-0004				
派遣元	派遣元責任者	CROSS事業部 課長　アイル次郎 TEL：03-1111-2222				
派遣元	派遣元苦情処理担当者	CROSS事業部 課長　クロス太郎 TEL：03-4444-5555				
	製造業務専門派遣元責任者	CROSS事業部 次長　アイル三郎 TEL：03-2222-3333				
派遣条件等	責任の程度	付与される権限なし				
	協定対象派遣労働者であるか否かの別	協定対象派遣労働者である　　　当該協定の有効期間の終了日：　2025年03月31日				
	派遣期間	2024年04月01日　～　2024年06月30日				
	契約期間	2024年04月01日　～　2024年06月30日				
	抵触日(個人単位)	2027年04月01日				
	就業開始日	2024年04月01日				
	就業時間	普通	09:00～17:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 12:00～13:00			
		遅番	11:00～19:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 14:00～15:00			
	就業曜日	月　火　水　木　金				
	就業曜日備考					
休日	土　日　祝					
休日備考						
時間外勤務	1日4時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする					
休日勤務	1ヶ月に2日の範囲で命ずることができるものとする					
給与	基本	1,600円(時給)	普通残業	2,000円(時給)	深夜残業	2,000円(時給)
	交通費	5,000円(/月)				
等	支払い条件等	締日:月末　支払日:翌月25日　支払い方法:銀行振込				
	昇給	昇給:　無　　　備考:　備考				
	賞与	賞与:　無　　　備考:　備考				
	手当	退職金: 無　　　備考:　備考				
	日数限定業務・ 産休代替等					
	有期プロジェクト業務					

派遣条件等	紹介予定派遣に関する事項	派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等	この契約は紹介予定派遣である。 契約期間： 業務内容： 試用期間に関する事項： 就業場所： 始業・就業時間： 休憩時間： 時間外労働： 休暇： 賞金： 通勤手当： 時間外労働、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率： 昇給： 賞与： 社会保険の加入状況：厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険： 労働者を雇用しようとする者の名称：
		その他	・派遣先は、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由を、派遣元事業主に対して書面により明示する。 ・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入することとする。 ・採用者を派遣社員として雇用する場合はその旨の明示
	安全・衛生に関する事項		派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。 なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。
	福利厚生施設の利用及び便宜供与		食堂/更衣室/休憩室 その他（ ） 派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える診療所については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならないこととする。
	契約解除にあたって講ずる措置		派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除が行われた場合には、派遣先と連携して他の派遣先をあっせんする等により新たな就業機会の確保を図ることとする。 また、労働者派遣契約の解除に伴い派遣労働者を解雇しようとする場合には、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働基準法第20条第1項に基づく解雇手当を支払うこと、使用者の責に帰すべき理由により休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。
	派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置		派遣労働者の役務の提供終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、派遣先は派遣元事業主に対して、別に定める職業紹介手数料を支払うものとする。
	労働契約申込みみなし制度		派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続きを適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限の抵触日を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。
	休暇		年次有給休暇：6ヶ月継続して勤務した場合は労働基準法の定めにより有給休暇を与える。 育児/介護休業/その他の休暇：就業規定による
	更新の有無・判断基準		・更新の有無 ・更新における判断基準
	退職に関する事項		当社就業規定による
	更新上限の有無		(無・有(更新 XX 回まで/通算契約期間 XX 年まで)) 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日(XX年 XX月 XX日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。 この場合の本契約からの労働条件の変更の有無(無・有(別紙のとおり))
		保険加入状況	健康保険 無 厚生年金 無 (理由:週所定労働時間が30時間未満) 雇用保険 有 取得日:2022/06/01
	備考1		
	備考2		

派遣元管理台帳

管理番号：

・派遣期間:2024/04/01～2024/06/30 ・就業先:株式会社クロススタッフ ○○支店

派遣労働者氏名 年齢・性別	クロス 花子子 (90633) 18歳以上45歳未満	女性	保険加入状況	健康保険:無	厚生年金:無 (理由追記)	雇用保険:有 取得日:2022/06/01
派遣先名称	株式会社クロススタッフ アイル事業部					
派遣先の事業所所在地	〒 200-0001 神奈川県横浜市大門X-X-X港ビル10F TEL: 042-222-222					
就業場所	株式会社クロススタッフ ○○支店 〒 105-0011 東京都港区芝公園X-X-X TEL: 00-0000-0000					
組織単位	■■課 (部長)					
業務内容	電話対応、見積もり作成 システムへの情報入力、顧客情報入力、基幹システム操作					
責任の程度	付与される権限なし					
協定対象派遣労働者 であるか否かの別	協定対象派遣労働者である					
有期か無期かの別	有期雇用 2024年04月01日 ～ 2024年06月30日					
60歳以上の者 であるか否かの別	60歳未満					
就業開始日	2024年04月01日					
就業時間	普通	09:00～17:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 12:00～13:00				
	遅番	11:00～19:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 14:00～15:00				
就業曜日	月 火 水 木 金					
就業曜日備考						
休日	土 日 祝					
休日備考						
就業時間外の労働	1日4時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができる ものとする					
休日勤務	1ヶ月に2日の範囲で命ずることができるものとする					
就業状況	別紙タイムカード参照					
派遣先責任者	XX課 係長 アイル六太 TEL: 00-0000-0002					
苦情申出先	△△課 課長 アイル六郎 TEL: 00-0000-0004					
製造業務専門派遣先 責任者	XX課 部長 アイル五郎 TEL: 00-0000-0003					
指揮命令者	XX課 課長 アイル一郎 TEL: 00-0000-0001					
派遣元責任者	CROSS事業部 課長 アイル次郎 TEL: 03-1111-2222					
派遣元苦情処理担当者	CROSS事業部 課長 クロス太郎 TEL: 03-4444-5555					
製造業務専門派遣元 責任者	CROSS事業部 次長 アイル三郎 TEL: 03-2222-3333					
日数限定業務 ・ 産休代替等						
有期プロジェクト業務						
厚生年金:無(理由追記)	週所定労働時間が30時間未満					
備考						

・派遣期間:2024/04/01 ~ 2024/06/30 ・就業先:株式会社クロススタッフ ○○支店

管理番号:

派遣労働者氏名 年齢・性別	クロス 花子子 (90633) 18歳以上45歳未満	女性	保険加入状況	健康保険:無	厚生年金:無 (理由追記)	雇用保険:有 取得日:2022/06/01
------------------	----------------------------------	----	--------	--------	------------------	--------------------------

カテゴリ	No	日付	記入者	内容
苦情処理	苦情なし			
雇用安定措置	1	2024/05/15	システム管理者	派遣先への直接雇用の依頼 2024/05/15に文書により依頼 派遣先の回答日時、内容 20XX/XX/XXより受入可 (雇用形態:正社員)
教育訓練状況	1	2024/04/01~ 2024/04/08	システム管理者	入職時の基本業務の研修 エクセル、パワーポイントによるデモ資料作成等
キャリア コンサルティング 状況	1	2024/05/31	システム管理者	前回の能力のヒアリングに基づく今後のキャリアパスの相談
	2	2024/05/01	システム管理者	キャリアコンサルタントによる能力のヒアリングの実施

派遣先管理台帳

・派遣期間:2024/04/01 ~ 2024/06/30

派遣労働者氏名 年齢・性別	クロス 花子子 (90633) 18歳以上45歳未満	女性	保険加入状況	健康保険:無	厚生年金:無 (理由追記)	雇用保険:有 取得日:2022/06/01
派遣元名称	株式会社アイル(2個目)					
派遣元の事業所名称	テスト拠点					
派遣元 所在地	〒 333-0804 埼玉県 川口市 久左衛門新田 1 2 TEL: 12345432					
業務内容	電話対応、見積もり作成 システムへの情報入力、顧客情報入力、基幹システム操作					
責任の程度	付与される権限なし					
協定対象派遣労働者 であるか否かの別	協定対象派遣労働者である					
有期か無期かの別	有期雇用					
60歳以上の者 であるか否かの別	60歳未満					
派遣先名称	株式会社クロススタッフ アイル事業部					
派遣先所在地	〒 200-0001 神奈川県横浜市大門X-X-X港ビル10F TEL: 042-222-222					
派遣就業した事業所名称 (就業場所)	株式会社クロススタッフ ○○支店					
派遣就業した事業所所在地 (就業場所)	〒 105-0011 東京都港区芝公園X-X-X TEL: 00-0000-0000					
組織単位	■■課 (部長)					
派遣先責任者	XX課 係長 アイル六太 TEL: 00-0000-0002					
指揮命令者	XX課 課長 アイルー郎 TEL: 00-0000-0001					
製造業務専門派遣先 責任者	XX課 部長 アイル五郎 TEL: 00-0000-0003					
派遣元責任者	CROSS事業部 課長 アイル次郎 TEL: 03-1111-2222					
派遣元苦情処理担当者	CROSS事業部 課長 クロス太郎 TEL: 03-4444-5555					
製造業務専門派遣元 責任者	CROSS事業部 次長 アイル三郎 TEL: 03-2222-3333					
就業時間	普通	09:00～17:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 12:00～13:00				
	遅番	11:00～19:30 (実働07:30) 休憩 01時間00分 14:00～15:00				
就業曜日	月 火 水 木 金					
就業曜日備考						
休日	土 日 祝					
休日備考						
日数限定業務 ・ 産休代替等						
有期プロジェクト業務						
厚生年金:無(理由追記)	週所定労働時間が30時間未満					
就業状況(特記)						
備考						

・派遣期間:2024/04/01 ~ 2024/06/30

派遣労働者氏名 年齢・性別	クロス 花子子 (90633) 18歳以上45歳未満	女性	保険加入状況	健康保険:無	厚生年金:無 (理由追記)	雇用保険:有 取得日:2022/06/01
------------------	----------------------------------	----	--------	--------	------------------	--------------------------

カテゴリ	No	日付	記入者	内容
苦情処理				苦情なし

CROSS STAFF

株式会社アイル

令和02年2月分 給与明細

スタッフ番号：1000003

氏名：サンプル花子

支給	基本給	時間外	深夜	法外休日	法内休日	60H超			
	264,690	28,119							
	健保補助	食事補助							
控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	雇用保険				
	6,621	1,650	24,618		1,504				
	所得税	住民税							
	6,710								
勤怠	勤務日数	勤務時間	時間外時間	深夜時間	法外休日時間	法内休日時間	60H超時間		
	19	132	13						
	有給日数								
	3								
合計	総支給額	総控除額	差引支給額						
	300,779	46,933	253,846						

今月もお疲れ様でした。